

外国銀行代理業務にかかる コンプライアンス上の一考察

——銀行法10条および47条の改正経緯を踏まえて——

岸本雄次郎*

目 次

緒 言

1 改正の経緯

1-1 平成20年改正以前

1-2 日本国内における外国銀行ブック取引の勧誘

1-2-1 外国銀行による直接勧誘

1-2-2 外国銀行在日支店による勧誘

1-3 在日支店による外国銀行代理業務をすべて違法とする不都合

2 銀行法47条1項の文理構造

2-1 序論（行政処分事例）

2-2 銀行法47条の変遷

2-2-1 平成17年11月銀行法改正以前

2-2-2 平成17年11月銀行法改正以降

3 親会社たる外国銀行の業務の代理

4 平成20年銀行法改正以前における外国銀行代理業務

4-1 カストディ

4-2 認証業務

4-2-1 序 論

4-2-2 違 法 性

4-3 帯同訪問

5 結 語

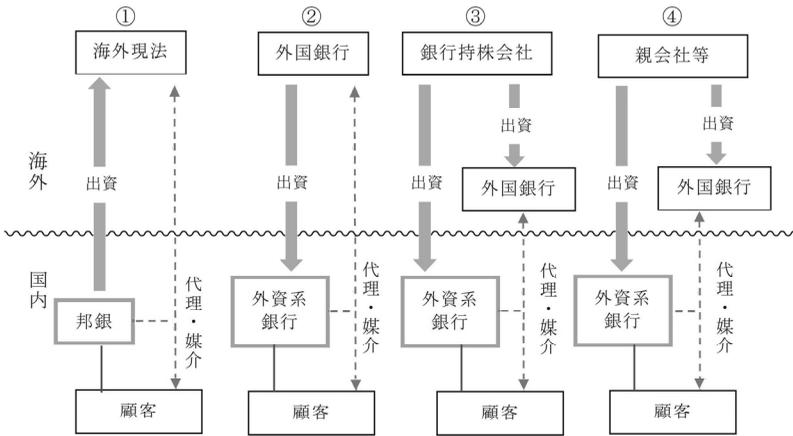
* きしもと・ゆうじろう 立命館大学大学院法学研究科教授

緒 言

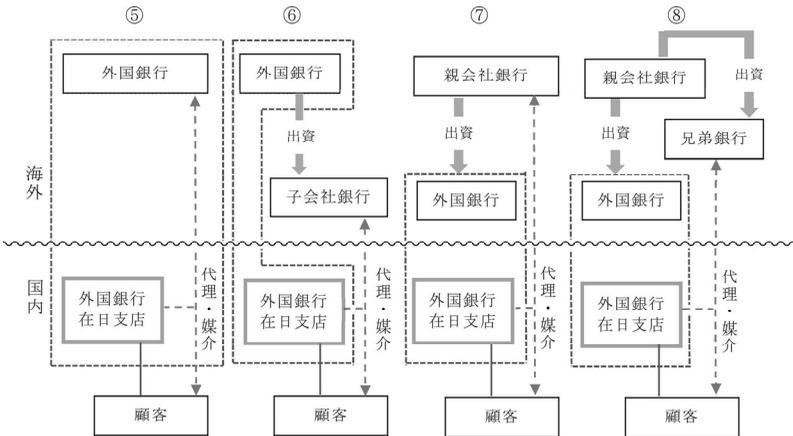
2008年6月に成立・公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」（平成20年法律65号）において「銀行法」も改正され、新たに「外国銀行代理業務の特例」が設けられた（2008年12月12日施行）。すなわち、銀行の付随業務として「外国銀行の業務の代理又は媒介」を、業務範囲を限定する銀行法10条の2項に8号の2として追加し、「外国銀行代理業務に関する特則」を同法7章の2として新設した。

外国銀行代理業務とは、「① 銀行の子会社である外国銀行，② 銀行を子会社とする外国銀行，③ 銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社である外国銀行，④ 銀行を子会社とする親会社等の子会社等である外国銀行，の業務（銀行法10条1項・2項に規定する業務）の代理又は媒介」（〔図表1〕参照）および「⑤ 外国銀行支店に係る外国銀行の母国本店および日本以外に存するその支店・営業所（以下、「外国銀行外国営業所」という），⑥ 外国銀行支店に係る外国銀行の子会社等である外国銀行，⑦ 外国銀行支店に係る外国銀行を子会社等とする親会社等である外国銀行，⑧ 外国銀行支店に係る外国銀行を子会社等とする親会社等の子会社等である外国銀行，の業務（同）の代理又は媒介」（〔図表2〕参照）である（銀行法施行規則13条の2）。

〔図表 1〕



〔図表 2〕



なお、代理とは「代理人が本人に代わって第三者に対して意思表示をし、又は相手方からの意思表示を受けて、その法律効果をすべて直接に本人に帰属させるもの」であり、媒介とは「他人の間に立って、他人を当事

者とする法律行為の成立に尽力する事実行為¹⁾」とされる。

1 改正の経緯

1-1 平成20年改正以前

外国銀行の業務の代理・媒介行為（銀行法10条2項各号に掲げる業務及び同項柱書に規定する「その他の銀行業に付随する業務」に該当する代理又は媒介を除く。以下、同じ）が、銀行法が制限している銀行の業務範囲に含まれるか否かについては、従前、議論があった。しかし、平成20年法律65号による銀行法改正（以下、「平成20年改正」という）の前において、銀行監督当局は、外国銀行の業務の代理・媒介は、銀行法10条により認められている銀行の業務範囲に含まれないから、外国銀行の在日支店Aが、日本国内の顧客に対し、当該外国銀行外国営業所A'の海外ブック取引の勧誘を行うことは、銀行法12条が規定する「銀行の他業禁止義務」に違反すると解していたようである。外国銀行の日本における現地法人としてのB銀行（＝外資系銀行）や日系銀行たるC銀行が、日本国内の顧客に対し、当該親銀行たるB'銀行や海外現地法人たるC'銀行の海外ブック取引の勧誘を行うことについても同様であり、このような状況は、国際的に事業展開する企業への効率的な金融サービスの提供やわが国金融・資本市場への外国銀行の参入を阻害しかねない状況にある²⁾との指摘があった。

代理または媒介することが問題となった外国銀行の業務の例としては、

1) 平成20年12月2日に金融庁が公表した「平成20年金融商品取引法等の一部改正に係る政令案・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について」における「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」50頁。（<http://www.fsa.go.jp/news/20/20081202-1/00.pdf>）（最終閲覧2013年5月3日）

2) 2007年12月18日に金融庁が公表した「『金融審議会金融分科会第二部会報告』の公表について」（http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20071218-2.html）（最終閲覧2013年5月3日）における「金融審議会金融分科会第二部会報告～銀行・保険会社グループの業務範囲規制のあり方等について～」7頁。

- ① カストディ³⁾, ② デポ・コルレス⁴⁾, ③ グローバル・キャッシュ・マネジメント・サービス⁵⁾, ④ 認証業務⁶⁾, ⑤ 帯同訪問⁷⁾などがある。

1-2 日本国内における外国銀行ブック取引の勧誘

1-2-1 外国銀行による直接勧誘

銀行法 4 条 1 項は、「銀行業は、内閣総理大臣の免許を受けた者でなければ、営むことができない」と規定し、平成20年改正以前においても同様であった。外国銀行外国営業所の銀行員が渡日して、日本国内において当該銀行の営業行為を行うと、同項違反（無免許営業）となり、3年以下の

-
- 3) カストディとは、有価証券投資を行なう投資家の代理人として、有価証券の保管、受渡決済、権利保全議決権行使等の幅広い業務を提供する常任代理人業務のことをいう。有価証券の預託保管機関が常任代理人を兼ねるケースがほとんどであり、一般的にこれらを総称してカストディアンという。カストディアンは、顧客である投資家のために有価証券の管理・保管に加え、配当金の受領や元利金の取立て、新株予約権および新株予約権付社債等の権利行使、株主総会における議決権の行為等有価証券保有者としての権利行使について考慮しなくてはならない地位にある。グローバルカストディとは、各国市場に現地の(サブ)カストディアンを有し、海外証券の売買・決済・保管・複数通貨の一括統合処理などのサービスを提供する業務である。
- 4) デポ・コルレスとは、外国為替銀行が外国通貨の為替取引決済につき、当該通貨を直接決済できる母国の銀行に当該通貨の預金口座を開設した上で、手形の取立依頼・送金の支払委託・信用状の授受・決済勘定などを委託する取引をいう。
- 5) グローバル・キャッシュ・マネジメント・サービスとは、具体的には、海外を含む子会社などグループ内の資金を一元的に管理するサービスのことであり、グループの中核会社等が各通貨につき専用の口座を持ち、グループ内の余裕資金を集約する一方、運転資金などが不足する会社には貸し出しを行ない、効率的な資金管理を目指すものである。グループ会社に余裕資金があれば、グループ内で資金を融通することにより銀行等外部からの借入や外国為替をせずに済み、グループ外への利払いや外為コストを極小化することができる。無駄な資金流出を避けることができる。
- 6) ここにいう認証業務とは、日本の居住者が外国銀行と（当該外国銀行の在日支店による代理・媒介の有無に関係なく）預金口座を開設するに当たって、外国銀行の本国で本人確認をするのは困難なので、日本において当該外国銀行の在日支店が代わりに当該国の法律で要求されている本人確認をすることをいう。
- 7) 本稿でいう帯同訪問とは、外国銀行外国営業所の銀行員が渡日の上、日本国内において顧客を表敬訪問するに当たって、当該外国銀行の在日支店の行員と同行することをいう。

懲役若しくは300万円以下の罰金（併科あり）に処されるのである。ただし、外国政府から銀行免許を受けている（であろう）外国銀行といえども、わが国においては、銀行法4条1項の銀行免許（わが国内閣総理大臣の免許）を受けていないから、わが国銀行法上は、銀行ではないからである。

問題は、外国銀行が、日本において銀行業を営もうとして、銀行法47条に基づき、日本における銀行業の本拠となる支店を定めて、4条1項の内閣総理大臣の免許を受けた上で、いわゆる在日支店を開設していた場合である。わが国の銀行免許の効力が及ぶ在日支店と同一の法人（エンティティ）である当該外国銀行の外国営業所にも、その免許の効力が及ぶはずであるとも考えられる。しかし、47条2項が「外国銀行が4条1項の内閣総理大臣の免許を受けたときは、その外国銀行支店を一の銀行とみなし、当該外国銀行の日本における代表者を当該一の銀行とみなされた外国銀行支店の取締役とみなして、この法律の規定を適用する」と規定していることより、銀行法上は、外国銀行外国営業所と同行在日支店とは別エンティティとみなされている。したがって、在日支店を定めてわが国の銀行免許を取得している外国銀行であっても、その外国営業所は、わが国の銀行免許の効力が及ばないことになる。ひっきょう、在日支店を有している外国銀行であっても、その外国営業所の銀行員が渡日して、日本国内において当該営業所ブックの業務にかかる営業行為を行うと、銀行法4条1項に違反すると解されている⁸⁾。

8) スイス連邦チューリッヒに本店を置く銀行のプライベートバンク部門が、日本人富裕層を対象に営業を行うための組織（「ジャパンドesk」と称している）を日本国外に複数設置していたが、香港支店の元行員が日本に出張し、見込み顧客の事務所を訪れ、当該顧客に対し、香港支店における預金の受入れの勧誘を行い、当該事務所において預金口座開設書類に署名をもらうなどの口座開設のための手続きを行ったことを確認した金融庁が、「このような営業活動は、本邦銀行法第4条1項違反（銀行業の無免許営業）にあたり認められる」として、2007年3月16日同行に対して「海外拠点から日本に行員を出張させ預金の受入れの勧誘を行うなど、法令違反となる営業活動を今後一切行わない」ように要請した。（<http://www.fsa.go.jp/news/18/ginkou/20070316-1.html>）（最終閲覧2013年5月3日）

ところで、顧客に対して表敬訪問することは、洋の東西を問わず、営業の常道であろう。然るに、外国銀行が日本において顧客に表敬訪問として接触すれば銀行法 4 条 1 項違反となれば、日本の顧客のみ平等に扱われないこととなる。そこで、表敬訪問で止まるのであれば、外国銀行が日本において銀行業を営むことにならず、ひっきょう、これも銀行法 4 条 1 項違反にはならないとされていたようである。

もっとも、日本の居住者が自ら外国に渡航して外国銀行と銀行業務の契約を締結することは、銀行法 4 条 1 項違反とはならない。ただし、外国銀行にとっては、銀行免許を受けている国において銀行業務を行っているにすぎない。その顧客が日本の居住者だからとて日本の法律（銀行法）が域外適用されるとすれば、当該国当局としても迷惑な話である。なお、日本の居住者が渡航することなく、日本に居ながら電話やファクシミリ、インターネット等を通じて外国銀行と銀行業務の遠隔取引をすることが銀行法 4 条 1 項に違反するか否かについては定まっていないようである。世界中からアクセスが可能であるインターネットのウェブサイト上の表示について、原則として「(当該ウェブサイトを閲覧する者が所在する) 国内に勧誘等の行為がある」と捉えるのは、国内に行為があるか否かをメルクマールとする従来の考え方からはみ出す部分があるようにも考えられるであろう⁹⁾。そこで、属地主義を基本とする考え方からは、国内における行為の有無を問わず国外から国内にある者を相手方として行う行為を包括的に規制対象とする規定のない銀行法においては、日本国内において何らの行為が行われていない場合は、銀行業免許を要しないと考える方がある¹⁰⁾。いずれにせよ、外国銀行による直接勧誘は、本稿の射程からはやや外れるので、詳細については別稿に譲りたい。

9) 金融法委員会「金融関連法令のクロスボーダー適用に関する中間論点整理——証券取引法を中心に——」(2002年) 12-13頁。

10) 八木俊則「金融規制法のクロスボーダー適用に関する試論—近時の立法・行政解釈等を踏まえて」月刊資本市場 No. 303 (2010年) 25頁。

1-2-2 外国銀行在日支店による勧誘

前述のとおり、わが国の銀行免許を受けた外国銀行の在日支店は、わが国において一の銀行とみなされ、銀行法12条が規定する「銀行の他業禁止義務」に服するとされる。然らば、外国銀行の在日支店が行う、同行外国営業所の業務の代理・媒介については、銀行法10条ないし12条に規定される「銀行の業務の範囲」に含まれなければ、12条によって禁止される他業に該当することになり、ひっきょうこれは在日支店による他業禁止義務違反となる。

そこで、在日支店による当該業務については、これが銀行法10条1項各号に掲げられた「銀行の固有業務」、11条各号に掲げられた「他業証券業務」、12条所定の「法定他業」のいずれにも該当しないことは当然としながら、10条2項各号に掲げられていた「銀行の付随業務」のうち、8号にいわゆる「銀行（略）の業務の代理又は媒介¹¹⁾」に該当するか否かが議論されていた。前述のとおり、外国銀行外国営業所はわが国銀行法上の銀行ではないため、わが国の銀行監督当局は、平成20年改正直前の時点においては、在日支店による外国銀行外国営業所の業務の代理又は媒介は、「銀行（略）の業務の代理又は媒介」に該当しないと考えていた模様である。さりながら、在日支店の当該業務は、10条2項柱書にいわゆる「その他の銀行業に付随する業務」として認められるのではないかとの見解もあった。しかし、これに対してもわが国銀行監督当局は、銀行法10条1項各号および第2項各号に掲げる業務に準じないから「その他の銀行業に付

11) なお、8号について従前は、「銀行（略）の業務の代理」とされていたが、平成17年11月2日公布の銀行法等の一部を改正する法律（平成17年法律106号）において、「10条2項8号中『代理』の下に『又は媒介』を加える」とされた。それまでは、「代理」という語に「媒介」や「代行」の意味が含まれていたが、銀行代理業務の導入を機として、（銀行代理店が、預金契約の「代理」をすることは可能でも、融資契約の「代理」をすることは無理であることから）「代理」と「媒介」の差異を明確にするべく、「又は媒介」を加えることにしたと史料される。

随する業務」には該当しないと解していたようである¹²⁾。結論として、平成20年改正直前において、わが国の銀行監督当局は、在日支店による当該業務は銀行法12条所定の「他業禁止規定」に抵触するとしていた。

なお、外国銀行外国営業所の銀行員が渡日の上、日本国内において顧客を表敬訪問するに当たって、当該外国銀行の在日支店の行員と同行すること自体は、在日支店による「他業禁止義務違反」とはされなかったようであるが、その際に、当該外国営業所の銀行員が勧誘をしていないことを証拠に残さなければ、当該外国営業所の無免許営業を在日支店が幫助したと推定されるリスクが存していた。

外国銀行外国営業所で預金口座を開設したいと、当該外国銀行の在日支店を訪れる者も少なくはない。しかし、在日支店で対応可能なのは、媒介に至らない単なる事務取次ぎのみであった。金融庁の「主要行等向けの総合的な監督指針」は、媒介に至らない行為として、① 商品案内チラシ・パンフレット・契約申込書等の単なる配布・交付、② 契約申込書及びその添付書類等の受領・回収、③ 一般的な銀行取扱商品の仕組み・活用法等についての説明、を挙げている（Ⅷ-3-2-1-1（3）②）。在日支店が預金開設申込書やパンフレットを外国営業所から取り寄せ、来店者に交付することや、記入済みの申込書等を当該外国営業所に送付することは差支えないが、来店者のために和訳したり記入方法を説明したりすることは媒介行為になるとされていた。

1-3 在日支店による外国銀行代理業務をすべて違法とする不都合

デポ・コルレスは、預金の受入れを伴うので銀行業となるはず（銀行法2条2項）だから、わが国の銀行免許を取得することのできない海外コルレス銀行外国営業所が日本国内でその営業を行うことは違法とされる。た

12) 渡邊雅之「銀行法改正に伴う外国銀行代理業務の特例について」銀法690号（2008年）17頁。

たとえば、アメリカのA銀行の営業員が渡日して米ドルのデポ・コレスの勧誘を邦銀に対して行うことは、無免許営業となってしまうのである。A銀行の在日支店であれば日本の免許を有しているからとて、その営業員にA銀行のコレス業務を邦銀に対して勧誘させると、今度は（一の銀行とみなされる）在日支店が「他業禁止義務違反」となってしまう。米ドルその他の主要外国通貨のコレスは、本邦では提供され得ない業務であり、邦銀（外国為替銀行）にとって例外なく必要なサービス（外国為替銀行としてのインフラ整備に資するもの）であるが、邦銀は国内で勧誘や説明を受けることはできず、対面での勧誘や説明についてはわざわざ海外に渡航してそれを受ける必要がある（顧客サイドが業者を往訪しなければならない）というのである。

ところで、国内メガバンク等邦銀のニューヨーク支店その他の海外支店が行っている外貨デポ・コレス業務については、日本国内でその営業¹³⁾ができることになっている。外国銀行在日支店が海外に支店を設けることはできないので、銀行法は、少なくとも本件業務については邦銀にのみ許容し外銀を排除していることとなり、銀行法の精神たる内国民待遇に反することとなろう¹⁴⁾。

13) 邦銀海外支店の業務を同行国内店舗が勧誘することに関しては、両者は銀行法上も同一エンティティなので、これは代理営業・媒介とはならないとされるようである。

14) 「外国銀行が国内にある者との間で消費寄託契約の締結をし、資金の交付を受けるだけでは、直ちに銀行業の免許を要することにはならない」という考え方があがるが、それに対しては、「日本で銀行業の免許を持たない外国銀行が本邦金融機関のためにコレス口座を開設させている等の銀行実務に沿うものであるし、理論的にも、伝統的な属地主義の立場と整合的である。また、外国に滞在し当該外国において当該外国の銀行に口座を開設した日本人が、帰国後も当該口座を利用して預金取引を行うことを全面的に禁止することは適当でないと思われ、そのような場面を考えても適当な解釈といえる」との見解がある（八木・前掲22頁）。結果妥当と思路するが、「消費寄託契約の締結をし、資金の交付を受けるだけ」では「直ちに銀行業の免許を要することにはならない」となれば、デポ・コレスを勧誘することや外国滞在中の日本人に銀行預金を勧誘することは、銀行業務には該当しないということになり、それは、恣意的に過ぎるとの批判が妥当するであろう。ただし、コレス口座にとどまらず、外国滞在中に開設した銀行口座も「預金」ではないと

2 銀行法47条1項の文理構造

2-1 序論（行政処分事例）

平成18年1月27日、金融庁は、S信託銀行株式会社（以下、「S信託」という）および同系列のS銀行東京支店（以下、「S支店」という）に対する行政処分を公表した¹⁵⁾。

処分の理由として、同庁の同行および同支店への立入検査及びその後の報告徴求によると、S信託については「銀行法及び信託法等の規制監督対象外である外国銀行（米国親銀行）のグローバル・カスタディ・サービス業務を本邦の顧客との間で代理営業し、銀行法第12条に規定する他業禁止義務に違反している」という事実が認められ、S支店については、「株券貸借取引（いわゆるセキュリティ・レンディング）を専門に行う業務部門（トレーディング・デスク）を設置して、海外の機関投資家及びS信託などを株券の貸し手とし、主に外資系証券会社等を借り手とする営業・勧誘、契約の交渉・締結、実際の貸借取引の執行等の業務を貸付代理人である当行本店に代わって行っているという事実が認められるが、それらは、「銀行法第12条が規定する銀行の他業禁止義務に違反している」としている。

↘ということになる。また、コルレス口座が預金ではないとするならば、邦銀が日本国内において勧誘することができると思われる海外支店のデポ・コルレスの勧誘業務、および、邦銀の外国銀行に対する円コルレス業務の提供については、銀行法10条～12条所掲の業務の範囲のどれに該当するのかが示すことが困難である（10条2項柱書所定のその他の銀行業に付随する業務ということであれば、これらはそれに該当するが、外国銀行在日支店の行う外国銀行代理業務がそれに該当しないとする根拠が不分明となる）。

15) <http://www.fsa.go.jp/news/newsj/17/ginkou/f-20060127-5.html>（最終閲覧2013年5月3日）および <http://www.fsa.go.jp/news/newsj/17/ginkou/f-20060127-4.html>（最終閲覧2013年5月3日）

2-2 銀行法47条の変遷

2-2-1 平成17年11月銀行法改正以前

右入検時（平成17年6月29日通知）の銀行法47条1項は、以下のとおりであった（下線引用者）。

第47条外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者（銀行等を除く。以下「外国銀行」という）が日本において銀行業を営もうとするときは、当該外国銀行は、内閣府令で定めるところにより、当該外国銀行の日本における銀行業の本拠となる一の支店又は代理店（以下この章において「主たる外国銀行支店」という）を定めて、第4条第1項の内閣総理大臣の免許を受けなければならない。

なお、在日支店ごとの免許ではなく主たる支店・従たる支店制度に改めた平成13年11月改正以前の同項は、以下のとおりであった（同）。

第47条外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者（銀行等を除く。以下「外国銀行」という）が日本に支店又は代理店を設けて日本において銀行業を営もうとするときは、当該外国銀行は、内閣府令で定めるところにより、当該支店又は代理店の代表者を定めて、当該支店又は代理店ごとに、第4条第1項の内閣総理大臣の免許を受けなければならない。（同）

右二重下線部「代理店」につき、誰の代理なのかを検討すると、これは当該外国銀行の代理であるとしか考えられない。本法施行地内に本店を有する銀行（以下、便宜上「邦銀」という）の代理を想定していたと解することは、文理上無理がある。けだし、右一重下線部「銀行業を営もうとする」の主語は、「支店」でも「代理店」でもなく「外国銀行」である。代理店を通じて日本において「銀行業を営もうとする」者は、「外国銀行」であるから、邦銀の代理であると解せば、「銀行業を営もうとする」者が外国銀行ではなく当該邦銀となり主述が合致しないこととなる（「外国銀

行」の代理であると解するならば、「銀行業を営もうとする」者が「外国銀行」となり、そのような主述の振れは生ぜしめない)。なお、「代理店」が邦銀の代理として銀行業を営むという解釈も成立しない。銀行法 2 条 2 項は、右入検時においても、「銀行業」につき「預金の受入れと資金の貸付けとを併せ行うこと、あるいは為替取引を行うこと」と定義しており、その場合においては「代理店」と外国銀行のいずれも、「預金の受入れ」も「為替取引」も行わないからである。

以上より、17年11月銀行法改正（以下、「平成17年11月改正」という）までは、銀行法は、外国銀行の在日拠点が同行外国営業所の業務の代理を行うことにつき明文で許容していたと解せられる。なお、4条1項（←47条1項）所定の免許を受けた外国銀行の「代理店」には如上代理行為を許容するが、同じく同項所定の免許を受けた外国銀行の「支店」には代理行為を許容しないという解釈は成立しないと史料する。けだし、両者の免許に異同はないからである。よって、「(在日)支店」も当然に如上代理業務の遂行が可能であったと解せられる。この代理行為が、銀行の業務範囲規定である10条ないし12条のいずれに該当するかについては、10条2項柱書の「その他の銀行業に付随する業務」となろう。既述のとおり、わが国銀行監督当局は、これにつき「その他の銀行業に付随する業務」には該当しないと解していたようであるが、そうであれば、平成17年11月改正前の47条1項中の「代理店」の文言については、条文どおりに外国銀行が代理店を設置して外国銀行外国営業所ブックの銀行業の代理業務を営めば、それが忽ち違法となるトラップということになる。法がこのように、予見不能どころか、陥穽を仕掛けているなどと解することなどできるはずもあるまい。

そもそも、銀行法47条は、昭和2年に制定された銀行法32条を承継している。昭和2年銀行法32条1項は、「本法施行地外に本店を有する銀行が本法施行地内に支店、出張所又は代理店を設け銀行業を営まんとするとき」免許が必要としていた。基本的に平成17年11月改正前の銀行法47条1項の内容と差異はない。ところで、昭和2年銀行法32条、平成17年11月改

正前の47条1項、改正後の同項のいずれも、「日本において銀行業を営もうとするときは」という規定振りになっている。昭和2年銀行法32条が代理店のみならず出張所形態でも「日本において銀行業を営もうとするときは」と規定していたことに鑑みると、もともと日本の拠点に貸付や為替をブックする進出形態を「支店」と呼び、日本の拠点ではなく外国営業所に貸付や為替をブックし日本の拠点は外国営業所の代理人であるという進出形態を「代理店」または「出張所¹⁶⁾」と呼んでいたと思われる（「出張所」や「代理店」が、日本の拠点たる「支店」に貸付や為替をブックし自らはその「支店」の代理人であるとは解せない。けだし、条文中、それら3つの進出形態が、法律用語として「語群から1語を選択する」という意味の「又は」で繋がれているからである。平成17年11月改正前47条1項の「支店又は代理店」も同様）。

なお、平成17年11月改正において、47条1項から「又は代理店」が削除され、外国銀行による代理店形態での本邦進出は、その道が閉ざされた。

2-2-2 平成17年11月銀行法改正以降

次に、17年11月改正法47条1項から「代理店」の文言が削除されたことによって改正前同項所定の如上代理業務が廃止せられたかにつき考察する。

17年11月改正銀行法の最大の変更点¹⁷⁾は、銀行代理店制度の導入であ

16) 出張所とは、本店または支店を母体としてこれに従属し、銀行の業務中の比較的小範囲の業務を行う施設であり、その業務はすべて母店の名義により、かつ、母店長の責任で行われるとされる（小山嘉昭『全訂銀行法』（大蔵財務協会、1995年）138-139頁）。昭和2年銀行法32条にいわゆる出張所の母店とは「本法施行地外に本店を有する銀行」の外国営業所を指すものと考えられる。

17) なお、14年5月銀行法改正での47条の変更点は、外国銀行の在日拠点は、改正前では当該支店または当該代理店ごとに免許が必要とされていたものを、改正後には主たる外国銀行支店が免許を取得すれば、従たる支店は免許ではなく内閣総理大臣の認可を受ければよいという点にある。すなわち、改正前は、各在日拠点がひとつの銀行と看做されていたものを、改正後は、主たる支店を（通常の邦銀にいわゆる）本店、従たる支店をその支店と看做すこととなったわけである。

る。2条(定義等)に14~16項が追加され、「銀行代理業」などが新たに定義された。これは、「銀行のために」固有業務の契約の締結の代理又は媒介を行う営業とされる。翻って、17年11月改正前47条1項所定の「代理店」は、銀行法上の銀行ではない外国銀行外国営業所のために代理または媒介を行うのであるから、これには該当しない。そこで、2条14項に新設した「銀行代理業」との混同を避けるために、47条から「又は代理店」の文言を削除したものと史料せられる。

さて、平成17年11月改正が如上代理業務の廃止を企図したのか否かという命題に戻る。4条1項の免許を受けた外国銀行の「在日支店」には代理を許容しないという解釈は成立しないと述べたところである。すなわち、改正前は、「自店ブック+外国営業所の業務の代理」ができる「支店」と、「外国営業所の業務の代理」のみを行う「代理店」とが明記されていたわけである。その(「外国営業所の代理業務」のみを行う)「代理店」の文言が削除されたからとて、それが自動的に、「支店」の「自店ブック+外国営業所の業務の代理」という機能を「自店ブック」のみに変容させたと解することはできないであろう。17年11月改正法同項から「代理店」の文言が削除されたことによって改正前同項にいわゆる如上代理業務が廃止せられたとはいえ、単なる「代理店」としての進出形態が廃止されたに過ぎないといえよう¹⁸⁾。

18) 外国銀行の在日支店が外国銀行外国営業所の業務の代理を行うことは、銀行法10条2項柱書にいわゆる「その他の銀行業に付随する業務」に該当すると述べたが、「その他の銀行業に付随する業務」の範囲にあるかどうかについては、銀行監督当局も最新の「主要行等向けの総合的な監督指針」において、「12条において他業が禁止されていることに十分留意し、① 当該業務が10条1項各号および2項各号に掲げる業務に準ずるか、② 当該業務の規模がその業務が付随する固有業務の規模に比して過大なものとなっていないか、③ 当該業務について、銀行業務との機能的な親近性やリスクの同質性が認められるか、という観点を総合的に考慮した取扱いとなっているかによって判断する」としている(V-3-2(3))。外国銀行在日支店による同行外国営業所の業務の代理行為は、右の①~③の要件を充足すると考えられるから「その他の銀行業に付随する業務」の範囲に含まれると解せられるであろう。ここで注目すべきは、固有業務を営まない代理店形態であれば、

結論として、47条1項から「代理店」の文言が削除された平成17年11月改正以降においても、外国銀行在日支店が同行外国営業所の銀行業務の代理を行うことは、適法であったと思料する。

47条1項から「代理店」の文言を削除した平成17年11月改正前後における、「金融庁広報誌¹⁹⁾」や「金融審議会金融分科会議事録²⁰⁾」,「パブリックコメントに対する金融庁の考え方²¹⁾」を眺めても、銀行法47条1項から「代理店」の文言が削除された理由にかかる議論や言及は見当たらない²²⁾。すなわち、後述するように、外国銀行在日支店や外資系銀行（外国銀行の日本における現地法人としての銀行）による「親銀行たる外国銀行のために行う顧客の仲介・取次業務および顧客開拓に係る業務」については金融監督庁が1999年7月時点では適法としていたのは明らかである

↘右②の要件を充足することができないということである。47条1項から「代理店」の文言が削除されたのは、このこととも関連しているのかもしれない。

- 19) アクセス FSA（月刊金融庁広報誌）36号 2005年11月30日（【法令解説】銀行法等の一部を改正する法律）(<http://www.fsa.go.jp/access/17/200511d.html>)（最終閲覧2013年5月3日）、同43号 2006年6月30日（【法令解説】銀行法施行令等の一部改正～銀行代理業制度の創設等に関する政省令の改正の概要～）(<http://www.fsa.go.jp/access/18/200606c.html>)（最終閲覧2013年5月3日）
- 20) 平成17年2月2日金融審議会金融分科会第二部会（第23回）議事録「銀行代理店制度見直しの論点整理（案）」について (http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/siryou/kinyu/dai2/f-20050202_d2sir/02.pdf#search=%E9%8A%80%E8%A1%8C%E4%BB%A3%E7%90%86%E5%BA%97%E5%88%B6%E5%BA%A6%E8%A6%8B%E7%9B%B4%E3%81%97%E3%81%AE%E8%AB%96%E7%82%B9%E6%95%B4%E7%90%86)（最終閲覧2013年5月3日）
- 21) 平成18年5月17日「銀行法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（案）、銀行法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（案）及び銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令等（案）に対するパブリックコメントの結果について」の「(別紙) コメントの概要とコメントに対する金融庁の考え方」(<http://www.fsa.go.jp/news/newsj/17/ginkou/20060517-1.pdf>)（最終閲覧2013年5月3日）
- 22) 平成17年11月改正前には銀行の適法な業務であった外国銀行在日支店による同行外国営業所の業務の代理・媒介行為を、改正によって銀行の業務範囲から外したということであったとしても、同改正前の検査でS信託とS支店の右代理業務を違法と判断し、行政処分を下したことは勇み足となってしまう。

が、「代理店」の文言を削除したことにより、これが銀行の業務範囲の範疇から外されたなどという議論はなされていないのである。

3 親会社たる外国銀行の業務の代理

次いで、47条1項が外国銀行外国営業所以外に、親会社たる外国銀行あるいは同じ持株会社傘下の兄弟会社たる外国銀行等（以下、「関係外国銀行」という）の業務の代理または媒介をも射程にしていたのかにつき検討を加えたい。

平成17年11月改正以前の47条を卒然と読むと、そのような「関係外国銀行」も射程内であると解することは困難かもしれない。ただし、当該関係外国銀行からすれば、外国銀行在日支店（または在日代理店）は、その「支店又は代理店」ではなく、子会社等の支店（または代理店）である。そこで、平成11年7月29日に金融庁の前身である金融監督庁の発出した、C銀行東京支店に対する業務停止命令²³⁾につき考察を及ぼすこととする。これは、立入検査の結果を踏まえ「スイスの親銀行のために行う顧客の仲介・取り次ぎ業務及び顧客開拓に係る業務につき、平成11年8月5日から平成12年8月4日までの間の業務停止命令」〔銀行法26条1項〕というものであった。

同行同支店は外国銀行在日支店であるが、外国銀行在日支店が関係外国銀行の業務の代理（親銀行たる外国銀行のために行う顧客の仲介・取次業務および顧客開拓に係る業務）を行うことが違法であるとすれば、右業務停止命令は、違法業務を期間限定で停止させたことになる。銀行法26条は、銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは期限を付して『当該銀行の業務』の全部もしくは一部の停止』を求めることができるとしている。しかし、26条による業務停止命令は、そ

23) http://www.fsa.go.jp/p_fsa/danwa/dan-j.html（最終閲覧2013年5月3日）

の対象である「当該銀行の業務」自体が適法な業務であることが前提となるはずである。けだし、それが違法業務であるとなれば直ちに法令違反なのだから27条が適用になり、少なくとも期限付でない業務停止命令にならねばならない²⁴⁾。この業務停止命令の根拠についても同庁は、「管理する責任者が不在となっている等、（中略）管理体制や機能の整備が図られていないこと」、「内部管理体制及び法令等遵守体制が不十分と認められること」とし、同業務が直截に違法業務であるとはしていない。さらに、期限付停止命令なのであるから、外国銀行支店が関係外国銀行の業務の代理を行うことが違法であるとすれば、文理上もこれは、期限が到来すれば違法業務を再開して構わないということ、つまり違法業務の再開許可という背理が（黙示ではなく）明示されていることとなる²⁵⁾。

以上より、右業務停止命令は、外国銀行支店が関係外国銀行の業務の代理を行うことは違法ではないということを確認していると解される。この

24) もっとも、違法業務についてその業務停止命令を発出すると、その反射として、業務停止命令を受けない限り違法業務を営むことができると解されるおそれがあるため、銀行監督当局としても、違法業務については、27条に基づくものといえどもその業務停止命令を発出することはしないであろう。

25) なお、右業務停止命令の対象である「親銀行のために行う顧客の仲介・取り次ぎ業務及び顧客開拓に係る業務」において、「親銀行のために行う」が「及び」以下の「顧客開拓に係る業務」にまで係っているのか、あるいは係っているのは「及び」の前の「顧客の仲介・取り次ぎ業務」だけであって、「顧客開拓に係る業務」については「同支店の全業務にかかる」という語が黙示的に係っているのかに関しては、前者が正当であるといえよう。けだし、同日に系列のC信託銀行（外資系銀行）に発出された銀行法27条（および兼営法8条）に基づく無期限での業務停止命令にも、「スイスの親銀行のために行う顧客の仲介・取り次ぎ業務及び顧客開拓に係る業務」とあり、この「顧客開拓に係る業務」に「親銀行のために行う」が係らず全業務にかかるものだとすれば、それ以外の業務停止命令との整合性を欠くことになる（他の不定期業務停止命令の対象である「個人顧客に係る受託業務」には、「顧客開拓に係る業務」が存しないということになってしまう）。なお、この無期限業務停止命令も、注書にて「申し出のある場合には（中略）命令を見直すことがある」とされている。同行への行政処分においても、業務自体が違法であるにかかわらず、金融監督庁はその業務の再開を許可することがあるということはあるまいといえよう。

行政処分（外国銀行支店による関係外国銀行の業務の代理行為を適法としていること）が銀行法47条に拠るものかどうかは不明であるが、この命令の発出により、関係外国銀行の業務の代理行為をしている外国銀行支店に対して、その代理行為につき銀行法12条違反を問うことは最早できないものと解せられる。金融監督庁が適法とした法的根拠は、これも「その他の銀行業に付随する業務」の範疇に含まれると解すべきであろう。ただし、関係外国銀行と外国銀行外国営業所とを峻別せねばならないとする根拠が見当たらない。同様の観点より、外国銀行支店が「関係外国銀行」の業務の代理を行うことは違法ではなかったとなれば、外国銀行支店が「同行の外国営業所」の業務の代理を行うことも違法ではなかったといえよう。

4 平成20年銀行法改正以前における 外国銀行代理業務

4-1 カストディ

外国銀行の在日拠点が外国銀行外国営業所や関係外国銀行の業務の代理を行うことについては、銀行法自体がこれを予定していたと既述したところであるが、外国銀行在日支店の行っていたカストディ業務も外国銀行在日支店の外国営業所あるいは関係外国銀行の業務の代理業務である。したがって、当該業務は適法なものであったと思料する。

なお、銀行法改正に伴って平成18年4月に改正された銀行法施行規則第17条の3第2項第1号の3が、銀行の子会社対象会社として銀行法第16条の2第2項第2号が掲げる「金融関連業務を専ら営む会社」にかかる「金融関連業務」につき「銀行業を営む外国の会社の業務の代理又は媒介（国内において営む場合にあっては、有価証券の保護預り、顧客からの指図に基づく有価証券の取引に関する決済、当該保管している有価証券に係る利金等の授受、指図に基づく当該保管している有価証券の第三者への貸付け若しくは当該保管している有価証券の指図に基づく権利の行使又はこれら

に附帯する業務の媒介に限る）」としている。これは、当に外国会社のカスタディ業務の媒介（以下、「本件業務」という）を意味する。法16条の2は、「銀行は、次に掲げる会社（以下この条において「子会社対象会社」という）以外の会社を子会社としてはならない」としているが、外国銀行在日支店が子会社を設けることはそもそも不可能である。

そこで、外国銀行在日支店にかかる外国銀行（母国本店）が設立したそのような子会社において本件業務を行うことの可否につき検討する。16条の2は、銀行の子会社対象会社を定めているのであって、外国銀行在日支店の母国本店は、銀行法にいわゆる銀行（わが国内閣総理大臣の免許を受けて銀行業を営む者）ではないので、そのような子会社は、ひっきょう銀行法施行規則第17条の3第2項第1号の3の射程ではない。したがって、外国銀行が銀行法施行規則第17条の3第2項第1号の3に基づく子会社を設立して本件業務を行うことはできないこととなろう²⁶⁾²⁷⁾。

邦銀の海外現地法人たる銀行のグローバルカスタディ業務を本邦顧客との間で代理営業をしていた同邦銀が、当該代理営業を中止したが、これは、外国銀行の在日現地法人たる銀行が当該外国銀行のカスタディ業務を本邦顧客との間で代理営業をしたことを、銀行法12条に規定する他業禁止

26) 外国銀行在日支店の母国本店の子会社は、エンティティの観点からは当該外国銀行在日支店の子会社でもあるので、当該母国本店が銀行法施行規則第17条の3第2項第1号の3に基づく子会社を設立すればそれは当該在日支店の子会社であると解する余地もあろう。現実に銀行法47条2項所定の外国銀行支店にかかる適用除外項目に16条の2は含まれていない。しかし、13条2項・4項、24条2項・3項および25条2項は47条2項で適用除外とされており、これは「外国銀行支店は外国銀行の1つの下部組織にすぎないので子会社を有することはない（小山嘉昭『詳解 銀行法【全訂版】』（金融財政事情研究会、2012年）417頁）」からだとされている。

27) 銀行法第16条の2第2項2号と銀行法施行規則第17条の3第2項1号の3の規定は、後者所定の会社の業務を銀行の子会社以外の者が運営してはならないとの排他的規定でもないと思料せられる。また、本規定は、銀行の子会社の対象範囲の規定に過ぎず、銀行の行うことのできる業務との両立を妨げるものではない。そうでなければ、16条の2第1項1号に掲げられているのは「銀行」であるが、子会社の対象範囲として「銀行」が規定されているから親会社たる銀行は「銀行」であってはならないこととなり、背理である。

義務に違反するとした前掲S信託に対する行政処分が契機となったものと思料せられる。同邦銀はその後、当該現地法人をして日本国内に現地法人を設立せしめ(当該邦銀からすれば孫会社)、それに当該海外現地法人たる銀行のグローバルカスタディ業務を本邦顧客との間で代理営業をさせた模様である。しかし、後述の外国銀行代理業務制度が導入された後は、当該孫会社の全業務を再び同邦銀に移管したとのことである²⁸⁾。このコストは、民間銀行たる同邦銀が負担せねばならないものであろうか。疑問である。

4-2 認証業務

4-2-1 序論

米国においては、2001年9月11日の同時多発テロ事件を受けて、特に金融機関に関して、テロリズムに対する資金供与防止等のグローバルレベルでの整備が課題となった。そこで、米国は、金融機関に対して、顧客(見込み顧客を含む)がテロリスト等でないかを確認すること(顧客の本人確認手続き)を義務づけることにした(Bank Secrecy Act of 1970, US PATRIOT Act of 2001)。また、バーゼル銀行監督委員会が同年、銀行の顧客確認の手続きにおける適切な実務を確立していくための最低限の基準を定めて、銀行と銀行監督当局に対するガイダンス(「銀行の顧客確認」)を発表した。それにより、各国銀行監督当局者は、銀行の顧客確認のプログラムに関して監督上の実務を確立していくことについて責任を有することとなった²⁹⁾。

28) <https://logon.smtbusa.com/safe/cms/general/japanese/corpprofile/bushistoryjp.asp>
(最終閲覧2013年5月3日)

29) ニューヨークで開催された国際連合の総会において採択された「テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約」の批准を受け、わが国においても2002年に「金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」が施行され、金融機関等による顧客等の本人確認が義務づけられた。

4-2-2 違法性

外国銀行の在日支店が、顧客が同行外国営業所と行う預金口座開設その他の取引につき、その代理や媒介を行えば銀行法12条が規定する銀行の他業禁止義務に違反するとされたことは既述した。そのため、在日支店から代理・媒介を謝絶された日本の居住者が自ら渡航して当該外国営業所と直接対面取引をする（もしくは、通信媒体や郵送を通じて遠隔取引をする）ことがある。その場合でも、多くの国（特にバーゼル委員会メンバー国）においては、本人確認のための公的証明書の提出が求められるのであるが、日本語で書かれた公的証明書が理解できない（生年月日その他の日付が邦歴で表されていることが多く、西暦への換算についても不知であることが多い）ため、当該外国営業所が在日支店にその翻訳とそれが真正であることのサーティフィケーション（certification）を求めてくることが少なくない。

外国営業所の業務については、媒介に至らない単なる事務取次ぎであれば許容されるが、在日支店が当該業務にかかる預金開設申込書やパンフレットを来店者のために和訳したり記入方法を説明したりすることは違法とされたことは既述した。すると、この認証代行³⁰⁾も、外国営業所の業務に関して翻訳等を行うのであるから、違法とされる可能性が高かつ

30) 従来、銀行法における「代理」は、民法上の「代理」とは意を異にしていたと考えられる。すなわち、平成17年11月改正前の10条2項は、「銀行（略）の業務の代理」としており、その「代理」には「媒介」の意味も含まれていたと解される。さらには、対顧客以外の事務のいわゆる代行も含まれていたと思われる。同じく大蔵省所管の旧信託業法（平成16年法律154号により全部改正される前の信託業法）の5条が、信託会社が併せ営むことができる業務として、財産の取得、管理、処分または貸借に関する代理事務を挙げている。そのうち「財産の取得」や「管理の処分」の代理事務というものは、「代理人が本人に代わって第三者に対して意思表示をし、又は相手方からの意思表示を受けて、その法律効果をすべて直接に本人に帰属させる」ところの民法上の代理のことであろうが、「財産の管理」の代理事務については、これは法律効果を伴う代理行為ではなく、いわゆる事務代行のことを指すものと思われる。銀行法においても同様に、「代理」には「媒介」や「代行」の意が含まれていたと推断せられる。

た³¹⁾。

しかし、国内銀行に外国籍の来店者が顧客として母国の（パスポート以外の）公的証明書を持参もしくは郵送してきた場合には、今度は国内銀行が困惑することになる。公的証明書記載の言語が英語であれば問題はないであろうが、タイ語、マラーティー語、ベンガル語等であったなら、右から左にとはいかないであろう。同行がバンコク支店やムンバイ支店あるいはダッカ支店を有していたとしても、当地の銀行法がそれらの支店にかかる認証を禁じているとなれば釈然としないであろう。国内銀行が言語の関係上、外国の公的証明書で本人確認をすることができなくなれば、当該来店者が当該国の在日大使館（領事館）もしくは在当該国日本大使館（領事館）に日本語での認証を依頼した上で、それを国内銀行に持参もしくは郵送するほかなさそうであるが、はたして顧客がそのような手間隙・コストをかけてまで国内銀行と取引をするであろうか。

そもそも、わが国も2002年に批准した「テロリズムに対する資金供与の防止に関する国際条約」の18条3項が「締約国は、『(a) テロ犯罪のすべての側面に関する情報の確実かつ迅速な交換を促進するため、権限のある機関相互間の連絡の経路を設け及び維持すること』および『(b) テロ犯罪について照会を行うに当たり、相互に協力すること』により、テロ犯罪の防止について更に協力する」としているが、この協力義務は締約国当局のみに課されるものではあるものの、締約国の国民（民間銀行）がかかる協力をすると違法になるとすればいかなるものであろうか。

平成20年改正の際に、金融庁は、「外国銀行の本国で本人確認をするのは困難なので、日本において銀行や外国銀行支店が代わりに当該外国の法律で要求されている本人確認をすることは、当該銀行にとっては、『その他の付随業務』として認められるものと考えられる」とのパブリックコメ

31) 銀行法25条に基づく立入検査において、このような認証業務につき違法との指摘もあったようである。

ント³²⁾に対して「本人確認事務自体は、外国銀行代理業務に該当しない」としつつも「外国銀行代理銀行は、『外国銀行の業務の代理又は媒介として行う預金等、金銭の貸付等、為替取引』について、本人確認が義務付けられることとなる」（43頁）と、該当しないはずの外国銀行代理業務を行う銀行にかかる義務をことさら説明し、理解に混乱を生ぜしめている³³⁾。

4-3 帯同訪問

本稿でいう帯同訪問とは、外国銀行外国営業所の銀行員が渡日の上、日本国内において顧客を表敬訪問するに当たって、当該外国銀行の在日支店の行員と同行することであり、その際に、当該外国営業所の業務の勧誘をしていないことを証拠に残さなければ、当該外国営業所の無免許営業を在日支店が幫助したと推定されるリスクが存していたということは、既述したとおりである。外国営業所が無免許営業を問われる一方、在日支店はその幫助（もしくは他業禁止義務違反）を問われることになっていたのである。「（してい）ないことの証明」は頗る困難であり、帯同訪問は事実上不可能であった。

32) 前掲「平成20年金融商品取引法等の一部改正に係る政令案・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について」における「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」

33) ただし、「本邦顧客が、海外本支店またはグループ内外国銀行との契約締結に際して、必要書類への記入や何らかの書面（例えば、本人確認書類）の提出が必要な場合において、当該書類を回収した上で、海外本支店またはグループ内外国銀行に単に転送すること、この場合に、単純な誤記入・記入漏れ・添付漏れをチェックし、不備があった場合にはその点を当該顧客に単に指摘すること（但し、指摘を行うに際して、当該書類の記載内容の適切性や受入可能性を顧客に対して確認するといったことは行わない）」は「単なる紹介行為ないし取次ぎ行為に止まるものであるため、規制される外国銀行代理業制度の枠外において、今後も引き続き許容されるものと考えるが、如何か」とのパブリックコメントに対しては、「外国銀行代理業務に該当するか否かは、外国銀行の委託を受けて行うものであって、ご指摘のような場合を含めて、「主要行等向けの総合的な監督指針」V-3-2及びⅧ-3-2-1-1（3）に照らせば、外国銀行代理業務に該当しない場合もあり得るものと考えますが、いずれにしても、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えます」と明確な回答を避けている（48頁）。

しかし、本稿にて主張してきたように、外国銀行在日支店による同行外国営業所の業務の代理・媒介行為は適法であったとの理解に基づけば、斯かる帯同訪問も適法であったということになる。ただし、在日支店単独で代理・媒介することが適法であるなら、それに本人たる外国銀行外国営業所が同道しているからとて突如違法となるわけではあるまい（業務遂行の幫助は罷りならないが、どうせやるなら（本人のいないところで）代理で業務遂行に協力してやれ、ということに何ら意義は見出せない³⁴⁾）。

5 結 語

平成20年改正前の金融審議会金融分科会第二部会会合（第43回）（2007年12月5日）において、次のような議論がなされていた。

邦銀が国内顧客に対し、当該邦銀の海外支店ブック取引の勧誘を行うことは認められて〔いること〕に比べまして、（中略）外国銀行在日支店や、外資系邦銀が母体である外国銀行の海外ブック取引の勧誘を行うこと³⁴⁾あるいは邦銀が海外現地法人の海外ブック取引の勧誘を行うことは認められていないという現状になっております。

今の銀行法のたてつけ（略）をあまりガチガチにやっつけますと、今のような形で外国のすぐれた金融サービスを日本の顧客が日本の支店を通じて享受することができないということなので、そこは外国銀行の代理・媒介というような概念を認めて、外国銀行の直系の親銀行、さらに兄弟銀行についての金融サービスも、日本において、日本の支店を通じて、日本語でそういうサービスを受けられるような形にまでした

34) 外国営業所の営業員が単独で日本国内において顧客を往訪して勧誘することを無免許営業とすれば、それで足りるであろう。ただし、外国営業所はわが国当局の監督権限の及ばないところにあるのだから斯かる行為を無免許営業として一律に取り締まる必要が生じるが、在日支店は監督下にあるのだからその代理・媒介行為も監督可能であり、直ちに違法であるとして取り締まる必要はなからう。

らどうかというのが、今回の提案でございます。

如上議論を通じて、平成20年改正にて、外国銀行の業務の代理・媒介行為が、内閣総理大臣の認可を受けることを要件として認められた（外国銀行代理業務：現行銀行法52条の2第1項→10条2項8号の2）。

さて、金融審議会金融分科会第二部会の如上議論のとおり、平成20年改正以前においては、「外国銀行在日支店や、外資系邦銀が母体である外国銀行の海外ブック取引の勧誘を行うことは認められていな」かったということであれば、平成17年11月改正前の銀行法47条1項にいわゆる「代理店」とは何を意味していたのか、さらには、金融監督庁が1999年7月29日に発出した前掲行政処分は、「外国銀行在日支店が関係外国銀行の業務の代理を行うことは違法ではないということを確認した」と受け止めざるを得ないが、そのような適法行為が「認められていないという現状」となったのはいつだったのか。行政当局の行政処分事例に鑑みると、上掲C銀行東京支店およびC信託銀行への入検時（平成9年1月）から、前掲S信託およびS支店への入検時（平成17年6月）の間だと考えられるが、その間にそのような法令改正が行われた形跡が見当たらない。平成17年11月改正において、47条1項から「代理店」の文言が削除されたが、そのことによって、「外国銀行在日支店」が従前営むことができた「同行の外国営業所」または「関係外国銀行」の業務の代理業務が12条により他業として禁止される業務に変容したと解することも困難であることも既述した。

外国銀行代理業務の適法性（and/or 違法性）にかかる法令の変遷を明らかにすることなくして、平成20年改正以前は外国銀行在日支店による同行外国営業所の業務の代理・媒介行為が違法であったとし、それゆえに同改正において外国銀行代理業務を新たに導入したとするならば、従前は当然のごとく行われてきた業務³⁵⁾が、ある日唐突に違法行為と扱われるこ

35) 新聞の盲点「外銀在日支店が本国の商品をセールスできない不思議」金財2007年1月15日号6-7頁「銀行法の厳格解釈により、これまで当り前のように行ってきた業務が新たな

となり、それでは困るからとてそれをあらためて適法化する規定を策定したと理解されても是非ないであろう。

無分別に外国銀行代理業務を認めるわけにはいかない、ということは十分に理解できる。しかし、「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成18年法律65号)が、その附則54条1項にて「この法律の施行の際現に旧証券取引法65条の2第1項の登録を受けている銀行(略)は、施行日において新金融商品取引法33条の2の登録を受けたものとみなす」とし、同条2項にて「前項の規定により新金融商品取引法33条の2の登録を受けたものとみなされる者(みなし登録金融機関)は、施行日から起算して3月以内に新金融商品取引法33条の3第1項各号に掲げる事項を記載した書類及び同条2項各号に掲げる書類を内閣総理大臣に提出しなければならない」としていたが、外国銀行代理業務に関しても、平成17年11月改正時において、もしくは平成20年改正時において、これと同様の経過措置を施す措置を採ってもよかったように思う。

【付記】

本稿を作成するに当たり、立命館商法研究会(ユニット代表・竹濱修教授)の方々から大変有益なコメントを頂戴しました。厚く御礼申し上げます。

▼に問題視されるようになってきたことに対する戸惑いもある。外国銀行が提供する決済サービスを、日本の銀行が利用者に媒介することの禁止がそれだ」